

議案第 66 号

目黒区立高齢者福祉住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 22 日

提出者 目黒区長 青木 英二

目黒区立高齢者福祉住宅条例の一部を改正する条例

目黒区立高齢者福祉住宅条例（平成 9 年 11 月目黒区条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「令第 15 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改め、同項ただし書中「使用者からの収入に関する」を削り、「第 31 条の規定による」の次に「報告の」を、「とき」の次に「（使用者が省令第 8 条各号に掲げる者に該当する場合において、第 23 条の規定による報告を行うこと及び第 31 条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると区長が認めるときを除く。）」を加え、同条第 3 項中「令第 15 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改める。

第 14 条中「第 11 条及び令第 15 条第 2 項」を「第 12 条及び第 16 条第 2 項」に改める。

第 21 条第 1 項中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 23 条に次のただし書を加える。

ただし、使用者が省令第 8 条各号に掲げる者に該当する場合において、当該報告を行うことが困難な事情にあると区長が認めるときは、この限りでない。

第 27 条第 2 項中「第 8 条第 2 項」の次に「（同条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「令第 15 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1項ただし書の改正規定（「使用者からの収入に関する」を削る部分及び「第31条の規定による」の次に「報告の」を加える部分を除く。）、第23条にただし書を加える改正規定及び第27条第2項の改正規定（「令第15条第1項」を「第16条第1項」に改める部分を除く。）は、平成30年4月1日から施行する。

(説明) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）により公営住宅法（昭和26年法律第193号）が改正されたことに伴い、認知症である者等の収入報告義務を免除するとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区立高齢者福祉住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
(使用料) 第11条 高齢者福祉住宅の使用料は、毎年度、第24条の規定により認定された収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条及び <u>第16条第1項</u> に定める算定方法の例により算定した額とする。ただし、第23条の規定による報告がない場合において、第31条の規定による <u>報告の請求</u> を行ったにもかかわらず使用者がその請求に応じないとき（使用者が省令第8条各号に掲げる者に該当する場合において、第23条の規定による報告を行うこと及び第31条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると区長が認めるときを除く。）は、当該高齢者福祉住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。	(使用料) 第11条 高齢者福祉住宅の使用料は、毎年度、第24条の規定により認定された収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条及び <u>令第15条第1項</u> に定める算定方法の例により算定した額とする。ただし、第23条の規定による <u>使用者からの収入に関する報告</u> がない場合において、第31条の規定による請求を行ったにもかかわらず使用者がその請求に応じないときは、当該高齢者福祉住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。
2 (現行に同じ。)	2 (省略)
3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び <u>第16条第1項</u> に定める算定方法の例により算定した額とする。	3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び <u>令第15条第1項</u> に定める算定方法の例により算定した額とする。
(建替事業等による使用料の特例)	(建替事業等による使用料の特例)

第14条 区長は、第32条第1項の請求を受けた者で新たに整備される高齢者福祉住宅の使用を許可されたもの及び当該高齢者福祉住宅の用途の廃止による高齢者福祉住宅の除却に伴い他の高齢者福祉住宅の使用を許可された者の使用料が当該使用を許可された者の従前の高齢者福祉住宅の最終の使用料を超えることとなり、当該使用を許可された者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第11条第1項、第27条第1項又は第29条第1項の規定にかかわらず、令第12条及び第16条第2項に定めるところにより、当該使用を許可された者の使用料を減額する。

(使用の承継等)

第21条 使用者又は同居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者又は同居者と同居していた者が引き続き居住することを希望するときは、省令第12条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 (現行に同じ。)

(収入に関する報告)

第23条 使用者は、毎年6月末日までに、区長に対して、収入に関する報告を行わなければならない。ただし、使用者が省令第8条各号に掲げる者に該当する場合において、当該報告を行うことが困難な事情にあると区長

第14条 区長は、第32条第1項の請求を受けた者で新たに整備される高齢者福祉住宅の使用を許可されたもの及び当該高齢者福祉住宅の用途の廃止による高齢者福祉住宅の除却に伴い他の高齢者福祉住宅の使用を許可された者の使用料が当該使用を許可された者の従前の高齢者福祉住宅の最終の使用料を超えることとなり、当該使用を許可された者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第11条第1項、第27条第1項又は第29条第1項の規定にかかわらず、令第11条及び令第15条第2項に定めるところにより、当該使用を許可された者の使用料を減額する。

(使用の承継等)

第21条 使用者又は同居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者又は同居者と同居していた者が引き続き居住することを希望するときは、省令第11条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 (省略)

(収入に関する報告)

第23条 使用者は、毎年6月末日までに、区長に対して、収入に関する報告を行わなければならない。

が認めるときは、この限りでない。

(収入超過者の使用料)

第27条 (現行に同じ。)

2 前項の使用料は、毎年度、第24条の規定により認定された収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第16条第1項に定める算定方法の例により算定する。

3 (現行に同じ。)

(収入超過者の使用料)

第27条 (省略)

2 前項の使用料は、毎年度、第24条の規定により認定された収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第2項及び令第15条第1項に定める算定方法の例により算定する。

3 (省略)